

## 独立行政法人等の役員に就いている 退職公務員等の状況等の公表について

「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)に基づき、次のとおり公表いたします。

### 独立行政法人教職員支援機構

令和7年10月1日現在

役 職	氏 名	就任年月日	経 歴
理事長	○荒瀬 克己	令和 3 年 4 月 1 日	昭和 52 年 4 月 京都市立堀川高等学校常勤講師 昭和 53 年 4 月 京都市立伏見工業高等学校教諭 昭和 60 年 4 月 京都市立堀川高等学校教諭 平成 7 年 4 月 京都市教育委員会指導部学校指導課指導主事 平成 10 年 4 月 京都市立堀川高等学校教頭 平成 15 年 4 月 京都市立堀川高等学校校長 平成 24 年 4 月 京都市教育委員会教育企画監 平成 26 年 4 月 大谷大学文学部教授 (～令和 3 年 3 月 31 日) 平成 31 年 4 月 国立大学法人兵庫教育大学理事(非常勤) (～令和 3 年 3 月 31 日) 令和 2 年 4 月 関西国際大学基盤教育機構特遇教授 (～令和 3 年 3 月 31 日) 令和 3 年 4 月 独立行政法人教員教職員支援機構理事長
理 事	○齋藤 潔	令和 7 年 5 月 1 日	平成 10 年 4 月 文部省採用 平成 10 年 4 月 文化庁長官官房総務課 平成 13 年 7 月 文部科学省大臣官房審査班 平成 15 年 8 月 文部科学省大臣官房政策課評価室 平成 17 年 7 月 文部科学省大臣官房政策課評価室室長補佐 平成 17 年 8 月 文部科学省高等教育局学生支援課課長補佐 平成 18 年 9 月 外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 平成 22 年 4 月 文部科学省高等教育局私学部私学行政課課長補佐 平成 24 年 4 月 文部科学省高等教育局視学官 平成 24 年 5 月 独立行政法人日本学術振興会国際事業部参事 平成 27 年 6 月 文部科学省初等中等教育局国際教育課課長補佐 平成 29 年 4 月 文部科学省高等教育局学生・留学生課企画官 令和 2 年 1 月 文部科学省大臣官房付 令和 3 年 7 月 国立研究開発法人物質・材料研究機構審議役 令和 5 年 4 月 子ども家庭庁成育局総務課長 令和 5 年 8 月 子ども家庭庁成育基盤企画課長 令和 7 年 4 月 文部科学省大臣官房付 令和 7 年 4 月 文部科学省退職 令和 7 年 5 月 独立行政法人教員教職員支援機構理事

※上記の表中、氏名の前に○を付けている役員は、以下「(参考)」に基づき公表するものです。

### (参 考)

#### 「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定) III-4-(2) (抄)

ニ 各独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

#### 「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定) II-3-(2)-⑥ (抄)

ア 各独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象法人)の役員について、当該法人は、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の状況を公表するとともに、その子会社及び一定規模以上の委託先の役員について、退職公務員及び当該独立行政法人等の退職者の状況を把握し、公表するよう努める。内閣は、公表されたものをとりまとめる。

#### 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定) 6 (抄)

(4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。